

## 利子課税制度に関する一考察

—— 税務会計原則(課税公平原則)の追究 ——

紺 野 剛

### 目 次

- I はじめに
- II 利子課税制度の歩み
  - 1. 利子課税制度の変遷
  - 2. 現行利子課税制度の概要
  - 3. 現行利子課税制度の問題点
  - 4. グリーン・カード制度案
  - 5. 本年度改革案の推移
- III 利子課税制度のありかた
  - 1. 低率分離課税方式の検討
  - 2. 限度額管理強化方式の検討
  - 3. 課税公平原則の追究
  - 4. 総合課税の実現可能性
- IV 結びに代えて

## I はじめに

1984年12月24日、大蔵省は昭和60年度税制改正の大綱を報告し、非課税貯蓄制度に関する最終的な決着をつけた。<sup>(注1)</sup> 様々の議論を生んだわりには、予想通りに落ちつくところに落ちついたようである。

最近、税負担が重くなるのに従って、不公平税制に関する不満が顕著に生じてきている。不公平税制の典型的な例示として、利子課税問題が取り上げられる。本年度税制改正の最重要課題である利子課税制度の見直し論は、国民全体にとって一大関心事である。利子課税問題の重要性およびその複雑性故に、多種多様な見解が主張され、それぞれに長所、短所があり、「これだ」と言える解決案を捜し出すことは大変難しく思われる。<sup>(注2)</sup> しかし、この事は税制全般についても言えるかもしれない。

本稿において、利子課税制度の歩みを考察しながら、本来の利子課税制度のありかたを、税務会計原則（特に課税公平原則）の観点から追究してみることにする。

## II 利子課税制度の歩み

### 1. 利子課税制度の変遷

最初に、利子課税制度の歴史的変遷を簡単に追ってみよう。

所得税は1887年に創設されたが、当初利子所得は非課税扱いであった。1899年、所得を3種類に分類して課税した時、第2種所得として無記名公社債の利子に初めて利子課税が実施された。この公社債の利子所得は、比例税率による源泉分離課税であった。利子課税創設当時から分離課税であったことが、現行税制に強く影響しているのであろう。

1920年の改正で、銀行の定期性預金の利子も第2種所得として源泉分離課税となったが、郵便貯金の利子はすでに非課税であった。1923年には、すべての銀行預金の利子が第2種所得として源泉分離課税されることになった。

1940年の大改正では、利子所得は、一応収入金額から40%を控除して総合

課税する建前が採られたが、15%の税率による源泉選択課税も認められることになった。翌年には、国民貯蓄組合の少額貯蓄に関する非課税制度が創設された。

1950年、シャープ勧告に基づく大改正が行われ、利子所得はわが国税制史上初めて完全総合課税となった。だが、シャープ勧告は理想に走り、わが国の実情に沿わない面もあり、総合課税を実施する手段が不十分であったりして、翌1951年には、源泉選択制度を認めることになってしまった。

1953年には、利子所得の源泉選択制度を廃止し、源泉分離課税となり、1955年7月1日からは、利子所得は非課税とされた。1957年4月1日からは長期預金利子は非課税のまま、短期預金利子は源泉分離課税とされ、1959年からは長・短あわせて源泉分離課税となった。1963年に、国民貯蓄組合の非課税制度を廃止し、少額貯蓄非課税（マル優）制度に改組された。1968年には、少額国債利子非課税（特別マル優）制度が創設された。

1971年から公社債の利子および定期預金の利子は総合課税の建前を採るが、源泉選択制度をも認めることにした。要求払預金等の利子に関する申告不要制度、そして勤労者財産形成貯蓄（マル財）制度も創設され、現在に至っている。<sup>(注3)</sup>

利子課税制度は、目まぐるしく変遷しているが、建前論としては総合課税も取り上げられているが、本音論としてはほぼ一貫して源泉分離課税が採用されてきている。<sup>(注4)</sup>

## 2. 現行利子課税制度の概要

次に、現行利子課税制度を要約、整理してみよう。利子所得は、原則として利子支払時に20%の源泉徴収を行い、他の所得と合算され、総所得金額を構成し総合課税されることになっている。但し、普通預金等の利子に関しては、選択により総所得金額に含めないで、20%の源泉徴収税額だけで課税関係を完結させることができる（申告不要制度）。

そして特例として、定期預金等の利子に限り、「源泉分離選択課税の申告

書」を提出し、35%の税率により分離課税を選択することもできる。

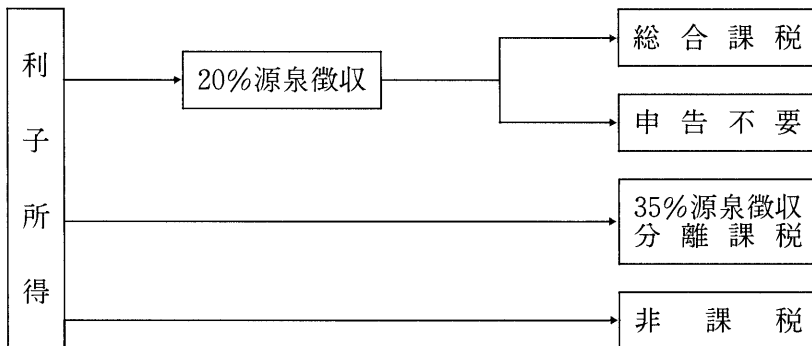
更に、次に掲げるものは非課税扱いになっている。

- (1) 郵便貯金（3百万円以下）および一定の当座預金の利子
- (2) 小・中・高等学校等の生徒が学校長の指導を受けて預入れした預貯金の利子等
- (3) 少額預金利子等に関しては、預金等の合計額が3百万円以下で、「非課税貯蓄申込書」を提出した場合（マル優制度）
- (4) 少額国債の利子に関しては、額面金額の合計額が3百万円以下で、「特別非課税貯蓄申込書」を提出した場合（特別マル優制度）
- (5) 勤労者財産形成貯蓄の利子等に関しては、預貯金等の合計額が5百万円以下で、「財産形成非課税貯蓄申込書」を提出した場合（財形貯蓄，マル財制度）
- (6) 納税準備預金の利子

(1)と(2)は、本来非課税所得であり、(3)は利子所得ではあるが政策的に非課税となっており、(4)、(5)、そして(6)は特別措置で非課税とされている。各々  
は同じ非課税ではあるが、税体系上の考え方は多少の相違をみせている。

以上の現行利子課税制度の要約を図1に図示してみよう。

図1 現行利子課税制度



住民税の負担をも考慮して、現行実質税率で判断すると、課税所得金額が約150万円以下であれば申告不要制度を、約880万円以上であれば分離課税制度を選択した方が有利となる。それ故に、分離課税制度を選択している人は、資産家でありしかも高額所得者であると言える。

### 3. 現行利子課税制度の問題点

以上のような現行利子課税制度に関しては、以下のような三つの問題点が提起されている。

#### (1) 源泉分離選択課税制度の不公平

所得税は納税者の担税力に即応して、すべての所得を総合して、そこに担税力の基準を見出し、これに累進税率を適用することを前提としている。利子所得の分離課税を認めることは、累進税の機能を減殺し、所得税負担の公平を害うことになるという問題点である。現行所得税法の基本的な考え方によれば、利子所得の分離課税を認めず、すべてを完全に総合課税とすべきである。分離課税の実施を認めないことは、税制上望ましいことは言うまでもない。<sup>(注5)</sup>

#### (2) 非課税制度の乱用

現行非課税制度は悪用され、更に脱税した金を隠すための「脱税の温床」となっているケースがかなり考えられる。<sup>(注6)</sup> 不正の手段として、仮名、架空、匿名、他人名義を使用して、非課税制度を乱用しているのである。

1983年度の「源泉所得税白書」によると、金融機関の1割を税務調査したところ、ほぼ全店舗からマル優を悪用し、過去最高の2百億円が追徴された。追徴税額から逆算したマル優不正利用の元本額は前年より20%増の約6千7百億円に上り、全国ベースでは6兆円を超すとみられている。<sup>(注7)</sup>

郵便貯金に関しては、原則として税務調査は行われていないが、1983年度に告発処理された脱税事件において、仮名ウラ預金として課税を免れていたもののうち約2割は郵便貯金であったことから、<sup>(注8)</sup> マル優同様にかんりの不正利用が行われていると推測される。

このように、非課税制度は乱用されやすい状況下にあるという問題点である。

### (3) 非課税制度の不公平

非課税制度は乱用されているだけでなく、非課税制度そのものが、所得税の総合累進課税を前提とする考え方に従えば、負担の公平を害うことになるという問題点である。1983年3月末現在の個人貯蓄 381 兆円のうち、約6割近くが非課税貯蓄であり、<sup>(注9)</sup> 他の所得と比較してもかなり不均衡で不公平ではないか。非課税貯蓄の利用状況を見ると、当然所得水準の高い階層ほど利用割合が高く、高額所得者層を優遇する結果となっており、かえって不公平を助長しているとも言える。

非課税制度創設の本来の目的は、貯蓄奨励政策であったが、現在ではその使命は終了したとも考えられ、このまま放置するのはかえって不公平となり、ある程度税負担させる方がむしろ公平とも考えられる。

非課税制度そのものの問題点は、今まではあまり指摘されず、本年度の改革案のなかで急に強調されてきたところに特徴がある。<sup>(注10)</sup>

## 4. グリーン・カード制度案

「利子所得に対する源泉分離選択課税制度は、不公平税制の代表格として取り上げられ、税負担の公平を図るために、総合課税制度に移行すべきである」と政府税制調査会（以下「政府税調」と言う）は何度も主張してきた。だが、利子所得の把握体制が十分整備されないままに、総合課税に移行すれば、新たな不公平を招くおそれがある。総合課税移行の実を上げるためには、真正な受取人の確認と膨大な支払調書の効率的な名寄せを的確に行うことが不可欠の前提となる。そこで、本人確認と名寄せのためには、アメリカ合衆国で採用されている「納税者番号制度」が最も有効な方策と考えられる。しかし、この制度では、国民のプライバシーが侵害されるということで、国民の拒否反応が強く、十分時間をかけて国民の理解を得て行くことが必要ではあるが、現時点においては採用が困難であると判断された。

そこで、政府税調は納税者番号制度に代る「グリーン・カード制度」<sup>(注11)</sup>を提案することになった。グリーン・カード制度とは、少額貯蓄等の非課税制度を利用しようとする者に対し、申請によりグリーン・カード（「少額貯蓄等利用者カード」）を交付し、このカードにより本人確認と名寄せを行うという制度である。この制度は、非課税貯蓄者の本人確認と名寄せが主目的であるが、同時に課税貯蓄の本人確認と名寄せにも利用できる。だが、課税貯蓄に関しては、納税者番号制度とは異なり、グリーン・カード以外の、例えば運転免許証、健康保険証等によって本人確認を求めることもできる。<sup>(注12)</sup>

グリーン・カード制度は、1980年に採用が決定され、3年間の準備期間において1983年から実施されることになった。しかし、「1億総背番号制」を連想させ、プライバシーの侵害という問題が残り、更に資金シフトが生じたこともあり、自民党内部に強力な反対論が唱えられ、最終的には3年間凍結することになり、事実上流産してしまった。

この結果、利子所得の把握体制を整備し、総合課税制度を貫徹し、所得税の公平を図ろうとする試みは、ここに断念されることになった。

## 5. 本年度改革案の推移

グリーン・カード制度は3年間凍結されているが、放っておけば1986年から実施されることになる。そこで本年度、利子課税制度の全般的な見直しが行われた。政府税調は、1984年6月25日、新陣容による初総会を開き、利子・配当課税の見直しを開始し、7月7日の総会で、「利子・配当課税特別部会」を新設し、9月11日に中間報告を公表した。<sup>(注13)</sup>

中間報告書は、利子・配当の完全総合課税移行を断念し、現行源泉分離選択課税制度を存続させ、非課税貯蓄制度に関しては図2の7案を列挙し、大蔵省で試案を作成することにした。

図2 非課税貯蓄改革7案

(政府税調)

1	現行手続の改善	電算機利用による限度管理の効率化
2	カード制度の導入	本人確認、限度管理を目的としたカードの導入
3	適用対象者の限定	適用対象者を低所得者、社会的弱者に限定する
4	受取利子管理方式	一定額の年間受取利子を非課税とする
5	世帯単位の限度額	世帯を単位とする限度額制度にする
6	低率課税の導入	一律に低率で新規課税する
7	全 廃	非課税貯蓄を全廃する

この中間報告は、利子課税制度の根本的な問題点は現行のままで、非課税貯蓄制度にだけ手を加えようとしている。<sup>(注14)</sup>

そして、大蔵省と自治省は、10月4日非課税貯蓄制度見直しの改革案を図3の5案にまとめ、公表した。政府税調中間報告の7案のうち、五つを基本的に採用し、残る「非課税適用対象者の限定」と「世帯単位の非課税限度額」は5案にできる限り取り込めるようにしている。<sup>(注15)</sup>

図3 非課税貯蓄改革5案

(大蔵・自治省)

1	現行制度で限度管理強化	マル優申告書の電算処理化 マル優申告書の有効期間設定
2	非課税貯蓄カードの導入	本人確認、限度管理のために「非課税カード」制度を新設する
3	少額利子控除方式	利子の年間受取額について非課税枠を設定し、確定申告で非課税分を還付する
4	低率分離課税方式	年間一定額までの利子について、低率で分離課税する
5	原則総合課税	非課税制度を廃止し、他の所得と合計して原則総合課税とする

そして、11月9日大蔵省は最終的に図4のような2案に絞り、政府税調と自民党税制調査会（以下「自民党税調」と言う）に提示した。<sup>(注16)</sup>

図4 非課税貯蓄改革2案

(大蔵省)

1	限度額管理強化方式	厳格な本人確認の実施 年1回非課税申告書を提出
2	低率分離課税方式	簡易な本人確認の実施 最低税率で源泉分離課税



大蔵省および政府税調は、低率分離課税方式をあくまでも固執し続けたが、結局自民党税調が支持する限度額管理強化方式に最終決定された。昭和49年度税制改正の答申以来、政府、自民党両税調が真っ向から対立した「分裂答申」となったことが、本問題の根の深さを端的に示している。

政治的決着をみた本改正でも、自民党優位の印象を強く植えつけることになった。ここに、凍結していたグリーン・カード制度の廃止も決定された。最終的な限度額管理強化方式は、図5のように当初のものから比べると、かなりの後退をしている。<sup>(注17)</sup>

### 図5 最終的な限度額管理強化方式

1. 本人確認は住所、氏名、生年月日の記載のある公的書類によって行う
2. 通帳式の場合には、本人確認は交付の際に一度行えば、以後省略できる
3. 本人確認手続のないもの、限度枠を超える場合には、郵便貯金利子についても源泉徴収を行う

せめてもの救いは、両税調ともに税体系の抜本的な見直しを指摘し、本格的な税制改革の道を開いたことである。残念ながら、両税調とも不公平税制是正の観点からというよりも、むしろ税収確保の観点からの問題提起であろうが。ここに、政府税調の最後の存在意義をかけてもらいたいものである。

以上のような、本年度非課税貯蓄改革案の推移を次の図6に要約、整理してみよう。それぞれの改革案には一長一短があり、なかなか最善の改革案を決定することが難しかったようである。断念された改革案の主な理由を次に要約しておくことにする。

適用対象者限定案 → 大半が増税となる。老齢低所得者の配慮は低率分離課税に吸収する。

世帯単位の限度額案 → 個人課税の原則上問題である。

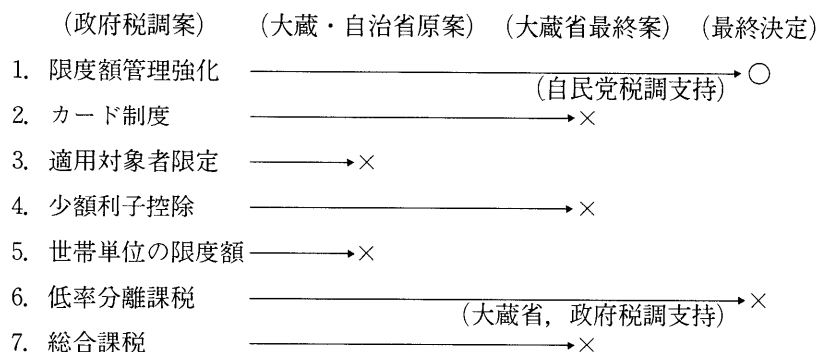
カード制度案 → 経費が増大する。

少額利子控除案 → 特定金融商品が不利となる。事務量が増大する。

総合課税案 → 大幅な増税となる。事務量が増大する。

低率分離課税案 → 大多数の人が迷惑を受ける。

図6 非課税貯蓄改革案の推移



### Ⅲ 利子課税制度のありかた

#### 1. 低率分離課税方式の検討

大蔵省および政府税調が支持した低率分離課税方式について、ここでより詳細に検討しよう。

利子所得は総合課税することが望ましいのであるが、技術的困難性故に、現実的には実現する可能性がないと考える。このような制約条件下で実質的公平を確保するには、源泉分離課税方式は十分評価されてよい、あるいはやむを得ない。更に、利子課税方式と貯蓄水準の間には明確な相関関係を見出すことは困難であるという観点から、非課税制度の政策的意義が失なわれてきていると考える。<sup>(注18)</sup> そこで、非課税制度が乱用されやすい現状を考慮すると、すべてを低率で課税した方がむしろより公平になるのではないかという主張である。

現在、納税者は課税公平性に関して多くの不満を持っており、これを何とか改善しようという構想が、総合課税の困難性および非課税制度の乱用を防止できない故に、大多数の善良な納税者を含めた全員で負担しなければならぬようにしようとしている。<sup>(注19)</sup> これでは、取り容い所から取るという姿勢かと疑がわれ、納税者の重税感が増し、不満は更に高まり、しまいには税

に対する不快感となり、現行税制を根本から揺がすことになるかもしれない。

前述したように、非課税制度創設の趣旨は、少額貯蓄を優遇して貯蓄を奨励することにあった。政府税調中間報告は、利子課税とマクロ的な貯蓄水準との相関関係を否定した。非課税制度を廃止しても、貯蓄の必要性故に、貯蓄水準はそれ程変化しないかもしれない。だからと言って、「貯蓄奨励が不要となっている」と結論できようか。高齢化が進むにつれて、貯蓄率は当然下がる傾向にあり、若い世代を中心に貯蓄率は除々に低落しつつある現在、非課税制度が廃止されても、「貯蓄率には影響ない」と断言できようか。いくら低率であっても、何によりも江戸時代からのわが国の貯蓄奨励精神そのものが変わってしまうことも考えられる。（実際には廃止してみなければわからない。）貯蓄心は一旦変化すると、アメリカ国民のように、上げようとしても容易には元に戻らないということも思い出してほしい。確かに貯蓄奨励目的の重要性はなくなりつつあるが、長い間国民に定着してきている故に、これを一挙に廃止すれば、不満が生じたり、色々と影響が出てくるかもしれないから、できる限り慎重に対処すべきである。

政府税調中間報告でも認識しているように、個別的な貯蓄商品選択には重要な影響を与え、結果的にかなりの資金シフトが起こることは十分推測できる。

財政難に喘でいる大蔵省としては、仮に10%の低率分離課税を実施すれば、初年度で2百億から3百億円、平年度8千億円の増収となるという見通しであるから、<sup>(注20)</sup> ぜひ低率分離課税を採用したいであろう。これでは、税収確保のための庶民いじめになってしまう。

## 2. 限度額管理強化方式の検討

限度額管理強化方式は、その具体的方法および内容によってかなり異なったものとなる最も漠然としている。本年度改革案の推移によっても明らかのように、各々の方式はかなりの相違を示している。

大蔵省の最終案では、預入れ時に健康保険証等により本人確認を実施し、

年1回税務署に「非課税枠継続利用申告書」を提出させることによって、限度額管理を徹底させようとする方法であった。郵便貯金についても同様に本人確認を実施し、新たに税務当局が監査できるように考えていた。この方法では、手続上かなり厳しく、手間がかかり、事務上負担となり、特に金融機関から強く緩和が求められた。<sup>(注21)</sup>

更に重要な論点は、非課税申告書の提出者が、民間金融機関の預金者に限定されていることである。郵便貯金に関しては不要としている。いくら税務調査の対象に加えたからと言っても、かなり不平等となろう。基本的な取り扱いには民間金融機関も郵便局もイコールフットイング（対等な条件）としなければはならない。

複数の金融機関に分散している預貯金の名寄せは、事実上難しいのではないかという根本的な問題も残している。

予想通り、金融機関や郵政省の強力な反対によって、最終決定された限度額管理強化方式は大幅に後退してしまった。本人確認は公的書類によって実施されることになったが、具体的にどこまで公的書類に含めるかは未定である。本人確認手続きを現行より厳しく行うことによって、仮名、架空名義を利用した脱税を排除することはできよう。しかしながら、肝心な名寄せは全く不可能に近いから、どのようにして限度額を管理するのであろうか。

郵便貯金にも同様に本人確認を実施し、本人確認のできないものや限度額を超過した場合には、税務署への通知義務が発生するが、税務署の調査が入るわけでないからその実効性にも疑問が残る。<sup>(注22)</sup>

具体的な限度額管理方式については、今後の検討課題として関係当局の調整を含めて先送りにされている。多分、どんどん緩和されて行くであろう。これでは、中身が骨ぬきにされ、現状とそれ程変らなくなってしまう。一番誰れが喜んでるのであろうか。限度額管理を強化することはぜひ必要なのであるが。

### 3. 課税公平原則の追究

それでは、利子課税はどうあるべきなのであろうか。税務会計上の拠となる基本的原則の考察から始めることにしよう。何と言っても、最も重要な原則は課税公平原則である。課税公平の原則とは、同一の経済事実に関しては、同一の税負担をすべきであるとする税法上の根本的な指導原理である。<sup>(注23)</sup>しかしながら、課税公平概念は単純明瞭ではなく、きわめて曖昧なところに重要な問題点を残している。どのような税負担が公平であるかを客観的かつ絶対的に決定することは難しく、各々の状況や条件によっては公平となったり、逆に不公平となることがありうる。公平性をいくら追究しても、そこには一定の限界があることも留意しなければならない。

公平性概念に関しては、一般に水平的公平と垂直的公平とが考えられる。水平的公平とは、どのような所得であっても、所得額が同一であれば同一の税負担をすべきであるということである。従って、総合課税が採用される。垂直的公平とは、高額所得者と低額所得者との間の税負担をできる限り公平にしようとすることである。これは租税負担能力に注目し、担税力に応じて課税し、結果的に所得分配効果を狙っている。従って、累進税率が採用される。

以上のような、水平的公平と垂直的公平を同時に実現しようとするれば、総合累進税を採用しなければならないことになり、従って、現在の所得税法は総合所得累進課税主義を採用しているのである。累進率に関しては問題を残しているが、現段階では、総合所得累進課税主義を貫くことが、課税の公平に一番近付くことになるのではないだろうか。<sup>(注24)</sup>

税制上においては、上記課税公平原則の他に、税務行政上の技術的配慮（租税運営原則）も必要であるし、経済社会政策的な配慮（経済政策原則）も必要であるし、更に、国家財政上の配慮（税収確保原則）もなければならない。<sup>(注25)</sup>しかしながら、税制は基本的に納税者が納得しうるものでなければならない故に、課税公平原則は他の原則に優先して取り上げられる必要がある。従って、どのような原則も課税公平原則を阻害することは許されない。

公平性概念そのものに本来ある程度の許容性があるから、多少公平性を害することはやむを得ないが、著しく公平性を害することは絶対に許されべきではない。課税公平原則以外の原則は、極単に公平性を害さない範囲内において、条件付で考慮されることは論をまたないであろう。

#### 4. 総合課税の実現可能性

課税公平原則から追究すれば、総合課税を実施することが望ましいことになる。問題は利子所得の特殊性にある。すなわち把握体制の問題である。そこで、政府税調は前述したように、グリーン・カード制度を提案した。しかしながら、本年度の中間報告でも基本的な考え方は変えていないが、現時点では、課税技術上の制約から、総合課税は実施不可能であると重要な方向転換をした。

利子所得は、その発生源がおびただしい数にのぼり（大量性）、多種多様なものがあり（多様性）、しかも他の所得に転化することが容易である（代替可能性）故に、完全に把握することが困難である。無理して把握しようとすれば、把握コストが膨大となり、最終的にはコストと効果の対比からその実現可能性が否定された。把握コストとしては、金銭的徴税费だけではなく、金融機関等の社会的コストも大きいと考えられる。

現在、非課税貯蓄口座数だけでも5億6千万口あると言われており、国民1人当たり5口も保有している勘定である。<sup>(注26)</sup> これでは、確かに完全に把握することはかなり難しいかもしれないが、他の所得に関しても程度の差はあるが、同様の制約を受けているのではないだろうか。本当に不可能なのだろうか。

グリーン・カード制度提案時には、事をあまりにも急いだために、多くの反対論がそれぞれの立場から主張された。しかしながら、現在は、このままでは非課税制度そのものが廃止される可能性が出てきたりして、国民は事の重大さに気付き、何とかしなければならぬと思いはじめている。

カード全盛時代となっている現在、非課税貯蓄制度を存続させるためにも、

何らかのカードを利用することは可能ではないか。郵政省は「マル郵カード」構想を提案しているし、<sup>(注27)</sup> 労働4団体と全労協は「非課税カード」構想を主張している。<sup>(注28)</sup> グリーン・カード制度案当時から比べると、カード制度に対する抵抗はなくなりつつあり、むしろカード制度導入の可能性すら出てきている。

大蔵省が問題としている、導入経費が約2百億円かかることはどうしたらよいであろうか。<sup>(注29)</sup> 非課税制度の不正利用ができなくなったり、分離課税の特典を利用できなくなることによる増税で補えるであろう。これが不確ならば、政府税調労働側委員である河野氏のように、カード代金という形で本人負担とすることも考えられる。<sup>(注30)</sup>

それでは、政府税調の問題としている、プライバシー保護はどうであろうか。<sup>(注31)</sup> カード制度が導入されれば、今まで以上に各人の財産は把握されよう。だからと言って、我々国民の全財産が公開されるわけではなく、税務署、郵便局、そして金融機関といった特定の場所だけである程度把握されるに過ぎない。これらの機関は租税目的以外には利用しないであろう。利用できないように手段を構じることは必要かもしれないが、それほど懸念を抱くこともないかと思う。本当に困る人々は、膨大な隠し財産を持っている非課税制度の乱用者達だけではないだろうか。

以上の考察から、カード制度を導入することによって、総合課税の実現可能性があるとは思えないか。問題は実現しようとする意志が本当にあるかないかではないだろうか。

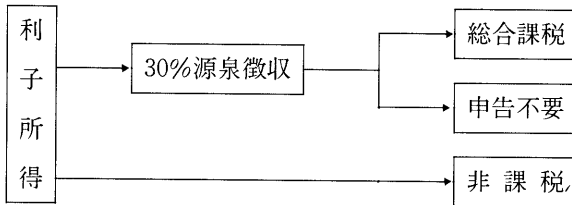
#### IV 結びに代えて

現在、課税公平性の観点から、税制全般に関して総合的な見直しをする良い時期かもしれない。所得税法そのもののありかたを根本から検討することも必要であるが、総合所得累進課税制度が存続する限り、利子所得と言えども例外を認めるべきではないであろう。そして、利子所得の把握体制として、現段階ではカードを導入することが最も現実的で効果的な方式ではないだろ

うか。

以上のような考えに従って、最後に利子所得課税制度の試案を図7に要約、整理してみよう。原則としてすべての利子所得を総合課税することになるから、最終的な納付税額が増えると予想される故に、現行源泉徴収税率20%を30%位に上昇させる。そして、ここに分離課税制度は完全に廃止されることになる。普通預金等の利子に関しては、重要性もなく手数料がかかるだけであるから、現行法通りに申告不要制度は存続させることにする。問題の非課税制度はとりあえず現行の枠組みを変えないでおく。

図7 利子課税制度試案



これからは、非課税貯蓄を利用する場合には、カードを必ず用いなければならない。当初は、郵政省は「マル郵カード」を、民間金融機関は独自の「マル優カード」を使用するようにする。それぞれ独自のカードに基づいて本人確認を実施し、限度額を管理する。そして、ある程度の時間をかけて、課税貯蓄にもカードの使用を義務づけ、カードの実施状況をみながら、最終的には納税者番号制度のようなものとし、総合課税制度がより完全なものとなるように、段階的に改革していかねばならない。<sup>(注32)</sup>

特別マル優制度は公債の個人消化を促進するために設けられたが、課税分を利子率に反映させたりして、できる限りすみやかに廃止すべきではないだろうか。同様に、マル財制度は勤労者の住宅資産を拡充するために設けられたが、住宅税制を全体的に見直すことによって、できる限りすみやかに廃止すべきではないだろうか。<sup>(注33)</sup>

総合課税の実が上がるに従って、累進税率を見直し、税制の簡素化を試みることも必要である。累進税率が緩和されることによって、すべての非課税



制度を将来的に廃止することも考えられよう。

前述した現行利子課税制度の問題点の三つを同時に解決することはかなり困難であり、最もやり易い(3)の非課税制度の不公平だけを先に解決しようとする方法はより安易過ぎる。本試案のように、(2)の非課税制度の乱用を防止しながら、(1)の分離課税を廃止し完全総合課税に移行し、その暁に(3)の非課税制度を廃止するのが筋ではないか。

残念ながら、現実にはカード制度が導入されずに、限度額管理強化方式（正確には「本人確認強化方式」であろう）が採用されることになったのであるから、とりえず本人確認をより正確に実施できるように努力しなければならない。そして、この方式では前述したように、限度額を管理することが事実上不可能であるから、その打開策としてカードを用いたらどうであろうか。次の段階として完全総合課税に移行し、最後には非課税制度を廃止すべきではないだろうか。

どのような強力な抵抗があっても、課税公平性を追究していかなければならないし、これを無視しては、税制に対する社会的不満は決して解消されない。

## 注 記

(注1) 日本経済新聞(夕刊)昭和59年12月24日参照。

(注2) 大蔵省資料に基づく、各国の利子課税制度の概要に関しては、熊沢通夫著『戦後日本の税制』東洋経済新報社、昭和52年、176—177頁、最近の税制改正に関しては、青木寅男稿「利子課税を中心に見た米英の税制改正」『財経詳報』1984年8月13日号参照。

(注3) 泉美之松著『所得税法の読み方(改訂版)』東京教育情報センター、昭和48年、16—26頁、福田幸弘著『税とデモクラシー』東洋経済新報社、昭和59年、212—217頁参照。

(注4) 石弘光教授は、「“不公平税制の是正”というのは、典型的な総論賛成各論反対の論議なのだ」と論述している。

石弘光稿「税制論議に何が欠けているのか」『エコノミスト』1984年10月16日号、13頁。

(注5) 昭和45年1月答申以来、政府税制調査会は一貫して主張してきている。

(社) 財政研究所編『税制調査会答申集』財経詳報社, 昭和58年, 550—560頁参照。

(注6) 日本経済新聞社編『ザ・税務署』日本経済新聞社, 昭和59年, 130—131頁参照。

(注7) 日本経済新聞 昭和59年10月6日参照。

(注8) 同紙 昭和59年11月17日参照。

(注9) 非課税貯蓄は226兆円であり, その内訳は, マル優133兆円, 郵貯78兆円, 特別マル優9兆円, 財形貯蓄6兆円である。

日本経済新聞 昭和59年6月28日参照。

(注10) 福田幸弘稿「不公平税制のマル優を廃止せよ」『週刊東洋経済』昭和59年9月15日号参照。

(注11) グリーン・カード制度に関しては下記のことを参照。

新井隆一著『グリーン・カードはグリーンか』成文堂, 昭和56年。

一河秀洋稿「利子・配当所得課税のありかた」『税務弘報』昭和57年1月号。

(財) 納税協会連合会編『グリーンカードの手引』清文社, 昭和56年。

渡邊茂雄著『グリーンカード作戦』東洋経済新報社, 昭和55年。

(注12) (社) 財政研究所編, 前掲書557—559頁参照。

(注13) 中間報告に関しては下記のことを参照。

税制調査会「利子配当特別部会審議経過中間報告」昭和59年9月11日。

泉美之松, 吉弁田勲緊急対談「利子配当特別部会中間報告を巡って」『税経通信』昭和59年11月号。

大島隆夫稿「利子配当特別部会中間報告を読んで」『税経通信』昭和59年12月号。

中村英雄稿「租税体系のバランスを目指して」『税務弘報』昭和59年11月号。

松沢智稿「マル優の廃止と新税法体系への再編成」『税務弘報』昭和59年11月号。

和田八束稿「利子・配当課税問題への『終結宣言』」『税務弘報』昭和59年11月号。

(注14) 飯島健一郎著『狙われている小口預貯金』日新報道, 昭和59年参照。

(注15) 日本経済新聞 昭和59年10月5日参照。

(注16) 同紙 昭和59年11月10日参照。

(注17) 同紙 昭和59年12月20日, 同紙(夕刊) 昭和59年12月24日参照。

(注18) 中谷巖稿「『マル優』改革の視点」『税経通信』昭和59年10月号参照。

(注19) 井手文雄名誉教授は, 「真の少額貯蓄者にとっては増税となり, 従来大口脱税者は, 完全脱税とはならないが, 低率課税ですむという相当の優遇を享受することになる」と述べている。

井手文雄稿「利子・配当課税の問題点と在り方」『旬刊経理情報』1984年11月10日号27頁。

- (注20) 日本経済新聞 昭和59年12月17日参照。
- (注21) 同 紙 昭和59年11月22日参照。
- (注22) 同 紙 昭和59年12月31日参照。
- (注23) 佐藤義金著『税務会計の歴史的展開（第二版）』法律文化社，1978年参照。
- (注24) 総合所得累進課税主義に対して，支出課税主義や分類所得課税主義という考え方もある。特に最近，消費支出を課税ベースにしようとする支出課税主義が主張されつつある。支出税構想は，ライフサイクル的な観点から課税の公平を考えようとしている。
- 支出課税主義に関しては，野口悠紀雄稿「利子・配当課税強化に反対する」『税経通信』昭和59年5月号，税調委員匿名座談会「総合所得課税をやめ支出課税導入を」『エコノミスト』1984年10月16日号参照。
- (注25) 税務会計原則に関しては，富岡幸雄著『税務会計学（第二版）』森山書店，昭和55年，租税原則に関しては，佐藤進著『日本の税金』東京大学出版会，1979年，31-36頁参照。
- (注26) 日本経済新聞 昭和59年7月7日参照。
- (注27) 同 紙 昭和59年10月6日参照。
- (注28) 同 紙 昭和59年11月28日参照。
- (注29) 同上参照。
- (注30) 同上参照。
- (注31) 同 紙 昭和59年12月5日参照。
- (注32) 井手文雄名誉教授は，「納税者番号あるいはせめてグリーン・カード無しには，利子・配当所得の公平課税はあり得ない」と主張している。
- 井手文雄稿「利子・配当所得課税の行方をめぐって」『税理』1984年7月号，6頁。
- (注33) 和田八束稿「非課税貯蓄制度をめぐるとの問題点」『税務弘報』昭和59年8月号，10-11頁参照。

[1984年12月31日]

(この つよし，経営科 専任講師，管理会計論・所得税法)